

ぜひ、ご一読の上、利用申込書とともに大切に保管ください。

ケーブルメディアワイワイ タブレットレンタルサービス利用規約

(総則)

第1条 株式会社ケーブルメディアワイワイ（以下「ワイワイ」という）は、デジタル放送（多チャンネル）サービス（わいわいTV）、インターネットサービス（ワイワイネット）を利用する者（以下「加入者」という）に対し、ワイワイが別に定める株式会社ケーブルメディアワイワイ放送サービス契約約款（以下「わいわいTV約款」という）、インターネット接続サービス契約約款（以下「ワイワイネット約款」という）、並びにこの「ケーブルメディアワイワイタブレットレンタルサービス利用規約」（以下「本規約」という）に基づき、加入者へタブレットレンタルサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

(規約の適用)

第2条 本規約は、わいわいTV約款、及びワイワイネット約款の追加規約であり、わいわいTV約款、及びワイワイネット約款と一体となって適用されます。

2 わいわいTV約款、及びワイワイネット約款と本規約に相違がある場合、本規約が優先して適用されます。

3 本規約は、ワイワイが提供する本サービスに関し適用されるものとし、本サービスの利用者（以下「利用者」という）は、本規約を遵守するものとし、

(規約の変更・改定)

第3条 ワイワイは、加入者との協議をすることなく本規約を変更することができ、加入者は規約の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとし、

2 規約が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の規約によります。

3 規約が変更された場合、ワイワイが運営するウェブサイトのホームページにて告知します。

(用語の定義)

第4条 本規約で用いられる用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 加入者	デジタル放送（多チャンネル）サービス（わいわいTV）、インターネットサービス（ワイワイネット）を利用する者をいいます。
2 利用者	加入者のほか、本規約に基づき利用が許諾された加入者の家族全員をいいます。

(本サービスの提供条件)

第5条 本サービスは加入者へのオプションサービスとして提供します。

2 本サービスのみの利用はできません。

(本サービスの内容)

第6条 本サービスは、ワイワイが別表1定める付属品を含むタブレット端末（以下「本機器」という）をレンタル提供するものです。

2 本サービスはワイワイの独立したレンタルサービスであり、本機器の発売元等が認定、後援、その他承認したものではありません。

(本サービスの申込)

第7条 本サービスを利用しようとする加入者は、本規約を承認しワイワイ所定の利用申込書に必要事項を記入・捺印のうえ、これを提出しワイワイが承諾したときに成立するものとします。

(本サービスの料金)

第8条 加入者は、本サービスの利用料として別表1に定める月額基本料金をワイワイに支払うものとします。但し、別表2に定める加入コースを利用中の加入者（以下「割引利用者」という）については、割引額適応後の利用料金をワイワイに支払うものとします。

2 前項の割引利用者において、別表2に定める加入コースのサービスが停止中の場合は別表1に定める月額基本料金をワイワイに支払うものとします。

3 2台目以降の利用につきましては別表2に定める割引の適応はございません。

4 ワイワイは、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、暦月の途中にサービスを開始した場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、サービス開始日の属する月のうちに登録を解除する場合は、加入者は1ヶ月分の利用料金を支払うものとします。

5 加入者は、暦月の途中に登録を解除する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

6 ワイワイは、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料金等の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに加入者にホームページ等で通知します。

(料金等の支払い方法)

第9条 利用料金及びその他の条項にて定める料金等については、別途ワイワイが指定する支払期日までに、ワイワイが指定する支払方法により支払うものとします。

(最低利用期間)

第10条 本サービスの最低利用期間は別表3に定めるとおり課金期間36ヶ月間とします。

2 最低利用期間内に本サービスの契約解除があった場合には、加入者は、別表3に定める違約金及び別表4に定める解約手数料をワイワイが定める方法で支払うものとします。

(本サービスの解約)

第11条 加入者が本サービスの解約をしようとする場合、解約を希望する10日以上前にワイワイにその旨を申し出るものとします。

2 本サービスの契約解除があった場合には、加入者は別表4に定める解約手数料をワイワイが定める方法で支払うものとします。

2 利用者は、本サービスの契約が終了した場合は、ワイワイの指示に従い、本機器を返還するものとします

3 前項の定めにかかわらず、利用者から本機器が返還されない場合、ワイワイは加入者に対し、本機器が返還されるまでの間、別表1に定める月額基本料金を請求することができるものとします。

4 返還の際、利用者は本機器内の情報等をすべて消去し本機器の原状回復を行うものとします。消去されていない情報があった場合、ワイワイは利用者には通知することなく、ワイワイが定める方法で消去するものとします。

(ワイワイが行う契約の解除)

第12条 ワイワイは、次のいずれかに該当する場合は、利用者には通知、催告した上で、本サービスの契約を解除することができるものとします。

(1) 第5条の提供条件を満たさなくなった場合。

(2) 本規約に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合

(リフレッシュシステム)

第13条 別表3に定める最低利用期間を経過していれば、新しい機種または新品に交換をすることが出来ます。

2 交換後は再び別表3に定める最低利用期間が発生します。

3 最低利用期間内に新機種または新品への交換をご希望の場合は、満たない期間の月額基本料金を一括でお支払いいただいた後に交換します。

4 万が一、ご希望の機種が生産中止となっていた場合には、当社指定の代替機器と交換になる場合があります。

5 リフレッシュシステムは加入者からのお申し出が必要です。

(本機器の利用・管理)

第14条 本機器の所有権はワイワイに帰属します。

2 利用者は使用上の注意事項を遵守して本機器を維持管理するものとします。

3 利用者は、次の各号の行為を行ってはならない。

(1) 本機器を譲渡または担保に供すること。

(2) 本機器を転貸または売却して第三者に利用させること。

(3) 本機器を分解、解析、改造、改変などして、引き渡し時の原状を変更すること。

(4) 有償、無償を問わず、プログラムの全部または一部の第三者への譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること。

(5) プログラムの全部または一部を複製、改変、その他機器のソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害すること。

4 利用者は、本機器を滅失（盗難による場合を含む。以下同じ。）、および本機器に故障が発生したときは、直ちにその旨をワイワイに通知するものとします。

5 本機器を滅失した場合には、加入者は第10条に定める違約金相当額を機器損害金として支払うものとします。

6 本機器が加入者の過失により故障した場合には、最低利用期間内に限り加入者の負担により修理または交換を行います。

7 利用者が本機器を、その本来の用法に従った利用（以下、「通常の使用」という）において、本機器に故障が発生し使用ができなくなった場合には、ワイワイは、最低利用期間内に限りワイワイの負担により修理または交換を行います。ただし、故障の発生が利用者の責に帰すべき事由によるときは、利用者が修理・交換にかかる実費を負担するものとします。

8 本機器を修理・交換する場合に、利用者は、本機器内のファイル・プログラムおよび利用者が記録・保存した情報（以下「本機器内の情報等」という）が消去されることをあらかじめ承諾するものとします。

9 本機器の故障、修理・交換などにより本サービスが利用できない期間が生じた場合でも、加入者は第8条に定める当該期間の利用料金を支払うものとします。

(免責)

第15条 ワイワイは、利用者が通常の使用をした場合に、正常に機能することのみを保証し、利用者の使用目的への適合性については担保しません。

2 本サービスの利用、あるいは利用できないことに起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、ワイワイはいつさいの責任を負いません。

3 本機器の故障、毀損などにより本機器内の情報等が消失したことに起因して、利用者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、ワイワイはいつさいの責任を負いません。

(準拠法)

第16条 日本国法を準拠法とする。

(合意管轄)

第17条 本規約の解釈、履行、その他にかかわる争いが生じた場合は、宮崎地方裁判所延岡支部を第一審の専属管轄裁判所とします。

(定めなき事項)

第18条 本規約に定めなき事項が発生した場合、ワイワイと加入者は利用契約の締結の趣旨に則り誠意をもって協議のうえ円満に解決にあたるものとします。

付則

本規約は2014年11月1日より実施します。

2015年4月1日一部改訂・施行

別表1

月額基本料金	1,900円/台(税別)
--------	--------------

別表2

割引1	加入サービス	加入コース	割引額
	ワイワイテレビ	プレミアムブルーレイIIコース(買取)(レンタル)	300円/月(税別)
ワイワイネット	スマートコース		300円/月(税別)
	ビュビュン120Mコース		
	Withタブレットコース		1,900円/月(税別)

割引2	加入サービス	割引額
	スマートテレビコース(基本/30Mプラン/120Mプラン)	300円/月(税別)

割引3	加入サービス	割引額
	プレミアムブルーレイIIコース+スマートコースまたはビュビュン120Mコース	500円/月(税別)

割引4	加入サービス	割引額
	スマートテレビコース(基本/30Mプラン/120Mプラン)+プレミアムブルーレイII増設	500円/月(税別)

別表3

最低利用期間	課金月36ヶ月
違約金	1,900円×残月数(税別)

別表4

解約手数料	3,000円(税込)
-------	------------